

令和元年第4回

小松市議会定例会議案

令和元年(2019年)9月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第48号	工事請負契約について……………	1
議案第49号	工事請負契約について……………	3
議案第50号	令和元年度小松市一般会計補正予算(第2号)……………	5
議案第51号	令和元年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)……………	9
議案第52号	小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例について……………	13
議案第53号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について……………	27
議案第54号	小松市手数料条例の一部を改正する条例について……………	31
議案第55号	小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について……………	33
議案第56号	小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について……………	35
議案第57号	工事請負契約について……………	47
議案第58号	財産の取得について……………	49
議案第59号	平成30年度小松市歳入歳出決算の認定について……………	51
議案第60号	平成30年度小松市公営企業会計決算の認定について……………	53
議案第61号	平成30年度小松市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について……………	55
報告第12号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について……………	57
報告第13号	専決処分の報告について……………	59
報告第14号	地方独立行政法人の業務実績に関する評価結果の報告について……………	63
報告第15号	法人の経営状況の報告について……………	65

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市立松東みどり学園校舎建設工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金917,400,000円
- 4 契約の相手方 トーケン・道場建設特定建設工事共同企業体
代表者 小松市浮城町76番地1
株式会社トーケン 小松本社
常務取締役小松本社長 北川 賢一
構成員 小松市串茶屋町い198番地
道場建設株式会社
代表取締役 道場 義継

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市立松東みどり学園校舎建設工事（電気設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金178,200,000円
- 4 契約の相手方 第一電機・今出特定建設工事共同企業体
代表者 小松市北浅井町乙5番地1
第一電機工業株式会社 小松営業所
所長 福野 佳宏
構成員 小松市芦田町二丁目36番地
株式会社今出電気商会
代表取締役 今出 眞稔

令和元年度小松市一般会計補正予算
(第2号)

令和元年度小松市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,382千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,020,470千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	7,074,024	23,498	7,097,522
	2 国庫補助金	2,459,127	23,498	2,482,625
19	寄附金	225,896	2,300	228,196
	1 寄附金	225,896	2,300	228,196
20	繰入金	952,448	8,554	961,002
	1 基金繰入金	952,448	8,554	961,002
21	繰越金	1,048	20,730	21,778
	1 繰越金	1,048	20,730	21,778
23	市債	4,936,500	55,300	4,991,800
	1 市債	4,936,500	55,300	4,991,800
	歳 入 合 計	44,910,088	110,382	45,020,470

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,667,137	14,500	3,681,637
	1 総務管理費	2,990,901	12,000	3,002,901
	3 戸籍住民基本台帳費	148,215	2,500	150,715
3	民生費	15,283,329	17,082	15,300,411
	1 社会福祉費	6,948,263	7,582	6,955,845
	2 児童福祉費	7,462,367	9,500	7,471,867
4	衛生費	2,773,302	1,000	2,774,302
	1 保健衛生費	889,686	1,000	890,686
6	農林水産業費	1,260,037	4,500	1,264,537
	2 林業費	289,346	4,500	293,846
7	商工費	1,314,603	1,000	1,315,603
	1 商工費	1,314,603	1,000	1,315,603
8	土木費	6,298,403	8,000	6,306,403
	2 道路橋りょう費	1,400,471	5,000	1,405,471
	6 飛行場費	565,177	3,000	568,177
9	消防費	1,199,492	8,500	1,207,992
	1 消防費	1,199,492	8,500	1,207,992
10	教育費	6,865,994	55,800	6,921,794
	2 小学校費	1,102,974	20,000	1,122,974
	4 高等学校費	508,964	100	509,064
	5 社会教育費	1,401,174	8,800	1,409,974
	6 保健体育費	867,650	26,900	894,550
歳 出 合 計		44,910,088	110,382	45,020,470

第2表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
やさしいまちづくり推進費(総務管理費)	2,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
航空プラザ魅力アップ費	1,100			
救急業務高度化推進費	6,000			
やさしいまちづくり推進費(社会教育費)	7,700			
スポーツ環境充実費	17,200			
計	34,200			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう整備費	448,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	453,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
小学校校舎等改修費	98,400				111,300			
体育施設整備費	19,200				22,900			
計	4,936,500				4,957,600			

議案第51号

令和元年度小松市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,416千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,140,416千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	支払基金交付金	2,613,131	811	2,613,942
	1 支払基金交付金	2,613,131	811	2,613,942
8	繰越金	1	81,605	81,606
	1 繰越金	1	81,605	81,606
	歳 入 合 計	10,058,000	82,416	10,140,416

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	諸支出金	4,001	82,416	86,417
	1 償還金及び還付加算金	4,001	82,416	86,417
	歳 出 合 計	10,058,000	82,416	10,140,416

議案第52号

小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例について

小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように制定する。

小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与その他の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者（企業職員及び法に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。）をいう。

- (1) 短時間会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員をいう。）
- (2) 会計年度任用職員（法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員をいう。）

(給料及び報酬)

第3条 会計年度任用職員には、小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第5号。以下「給与条例」という。）第3条に規定する給料を支給する。

- 2 前項の規定による給料表の適用範囲については、給与条例第4条第1項の規定を準用する。
- 3 会計年度任用職員の職務の級は、別表に定める基準に従い決定する。

- 4 前3項の規定により給料表を適用した場合の号給は、その者の有する資格、経験等及び職務内容に基づき規則で定める基準に従い決定する。
- 5 短時間会計年度任用職員については、会計年度任用職員として、前3項の規定を適用したならば得られる給料月額と、小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小松市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第18条の規定により定められたその者の勤務時間を考慮して、任命権者が別に定めた給料に相当する報酬（以下「基本報酬」という。）を支給する。
（給料及び基本報酬の計算期間、支給日等）

第4条 給料及び基本報酬の計算期間は、月の1日から末日とする。

- 2 給料及び基本報酬の支給日は、給与条例第6条第2項の規定を準用する。
- 3 新たに職員となった者で給料又は月額の基本報酬が支給されるものにはその日から給料又は基本報酬を支給し、退職した職員にはその日まで給料又は基本報酬を支給する。
- 4 前項の規定により給料又は基本報酬を支給する場合にあって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額又は基本報酬の額は、給与条例第7条第6項の規定に準じて日割りによって計算する。
- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料又は月額の報酬を支給する。
（諸手当の支給）

第5条 会計年度任用職員には、初任給調整手当、通勤手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び期末手当を支給する。

- 2 短時間会計年度任用職員には、初任給調整手当、通勤手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び夜間勤務手当に相当する報酬並びに期末手当を支給する。
（初任給調整手当）

第6条 会計年度任用職員の初任給調整手当については、給与条例第18条の3の規定を準用する。

2 短時間会計年度任用職員に支給する初任給調整手当に相当する報酬については、会計年度任用職員の例による。

3 前項の規定にかかわらず、短時間会計年度任用職員に支給する初任給調整手当に相当する報酬の額は、給与条例第18条の3第1項に規定する額の範囲内においてその者の勤務時間を考慮して規則で定める。

(通勤手当)

第7条 会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例第10条の3の規定を準用する。

2 短時間会計年度任用職員に支給する通勤手当に相当する報酬については、会計年度任用職員の例による。

3 前項の規定にかかわらず、短時間会計年度任用職員のうち、正規の勤務時間（勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間に相当する勤務時間をいう。）による通勤回数が1月当たり10回以下となるものに係る通勤手当に相当する報酬の額は、半額とする。

(地域手当)

第8条 会計年度任用職員の地域手当については、給与条例第18条の4及び第18条の5の規定を準用する。

2 短時間会計年度任用職員に支給する地域手当に相当する報酬については、会計年度任用職員の例による。

3 前項の規定にかかわらず、短時間会計年度任用職員のうち、基本報酬を日額又は1時間当たりの額で支給されるものに係る地域手当に相当する報酬の額は、基本報酬を考慮して規則で定める。

(義務教育等教員特別手当)

第9条 会計年度任用職員の義務教育等教員特別手当については、給与条例第18条の6の規定を準用する。

2 短時間会計年度任用職員に支給する義務教育等教員特別手当に相当する報酬については、会計年度任用職員の例による。

3 前項の規定にかかわらず、短時間会計年度任用職員のうち、基本報酬を日

額又は1時間当たりの額で支給されるものに係る地域手当に相当する報酬の額は、基本報酬を考慮して規則で定める。

(特殊勤務手当)

第10条 会計年度任用職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合には、特殊勤務手当を支給する。

2 会計年度任用職員の特務手当については、小松市職員の特務手当に関する条例(昭和31年小松市条例第29号)の例による。

3 短時間会計年度任用職員に支給する特務手当に相当する報酬については、会計年度任用職員の例による。

4 前項の規定にかかわらず、短時間会計年度任用職員に支給する月額の特務手当に相当する報酬の額は、小松市職員の特務手当に関する条例に規定する額の範囲内において勤務時間を考慮して規則で定める。

(時間外勤務手当)

第11条 会計年度任用職員の時間外勤務手当については、給与条例第13条の規定を準用する。

2 短時間会計年度任用職員に支給する時間外勤務手当に相当する報酬については、勤務時間を考慮して規則で定める。

(休日勤務手当)

第12条 会計年度任用職員の休日勤務手当については、給与条例第13条の2の規定を準用する。

2 短時間会計年度任用職員に支給する休日勤務手当に相当する報酬については、会計年度任用職員の例による。

(宿日直手当)

第13条 会計年度任用職員の宿日直手当については、給与条例第14条の規定を準用する。

2 短時間会計年度任用職員に支給する宿日直手当に相当する報酬については、会計年度任用職員の例による。

(夜間勤務手当)

第14条 会計年度任用職員の夜間勤務手当については、給与条例第13条の3の規定を準用する。

2 短時間会計年度任用職員に支給する夜間勤務手当に相当する報酬については、会計年度任用職員の例による。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第15条 第11条、第12条及び前条の規定は、給与条例第4条第1項第2号の適用を受ける職員には、適用しない。

(端数計算)

第16条 第11条、第12条及び第14条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額並びに第23条の規定により勤務しない1時間につき減額する額を算定する場合の1円未満の端数処理については、給与条例第22条の2の規定を準用する。

(勤務1時間当たりの給与その他の給付の額)

第17条 会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額については、給与条例第15条の規定を準用する。

2 短時間会計年度任用職員で月額の基本報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は、第3条第5項の規定により定められた基本報酬の月額、地域手当に相当する報酬の月額及び初任給調整手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

3 短時間会計年度任用職員で日額の報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は、第3条第5項の規定により定められた基本報酬の日額、地域手当に相当する報酬の日額及び初任給調整手当に相当する報酬の日額の合計額を、1日当たりの正規の勤務時間で除して得た額とする。

4 短時間会計年度任用職員で1時間当たりの報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は、第3条第5項の規定により定められた基本報酬の1時間当たりの額、地域手当に相当する報酬の1時間当たりの額及び初任給調整手当に相当する報酬の1時間当たりの額の合計額とする。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料又は基本報酬の月額及び地域手当の月額又は地域手当に相当する報酬の月額の合計額とする。

4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前項の期末手当基礎額に加算する額については、給与条例第16条第5項の規定を準用する。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第19条 前条に定めるもののほか、職員の期末手当については、給与条例第16条の2及び第16条の3の規定を準用する。この場合において、給与条例第16条の2第3号中「基準日前1箇月以内又は基準日」とあるのは「基準日」と読み替えるものとする。

(諸手当等の支給方法)

第20条 会計年度任用職員の初任給調整手当、通勤手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び期末手当の支給については、この条例に定めるもののほか、規則で定める。

2 短時間会計年度任用職員の初任給調整手当、通勤手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直

手当及び夜間勤務手当に相当する報酬並びに期末手当の支給については、この条例に定めるもののほか、規則で定める。

(口座振替による給与その他の給付の支払)

第21条 給与その他の給付は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与その他の給付からの控除)

第22条 職員に給与その他の給付を支給する際、法律により定められたもののほか、次に掲げるものを控除することができる。

- (1) 職員互助会の会費
- (2) 公立学校及び公立保育所関係事業に係る会費及び納付金
- (3) 団体扱いに係る生命保険、損害保険等の保険料
- (4) 駐車場使用料
- (5) 職員の居住の用に供する宿舍の使用料及びその使用に必要な経費
- (6) 職員相互間の親睦の会の会費

(給与その他の給付の減額)

第23条 職員の給与その他の給付の減額については、給与条例第11条の規定を準用する。この場合において、「第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「会計年度任用職員にあつては小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年小松市条例第 号）第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額、短時間会計年度任用職員で月額の基本報酬が支給されるものにあつては同条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額、短時間会計年度任用職員で日額の報酬が支給されるものにあつては同条第3項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額、短時間会計年度任用職員で1時間当たりの報酬が支給されるものにあつては同条第4項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額」と読み替えるものとする。

(休職者の給与その他の給付)

第24条 職員が休職にされたときは、その休職の期間中、次項に定める給与その他の給付を除く他のいかなる給与その他の給付も支給しない。

2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項並びに議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小松市条例第40号）第2条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与その他の給付の全額を支給する。

（技能労務職員の給与の種類及び基準）

第25条 会計年度任用職員である技能労務職員に支給する給与の種類は、給料、通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当とする。

2 短時間会計年度任用職員である技能労務職員に支給する給与の種類は、給料、通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

3 会計年度任用職員及び短時間会計年度任用職員である技能労務職員に支給する給与の基準は、その職務と責任の特殊性を考慮し、給与条例の適用を受ける職員の給与の額及び支給方法を基準として、別に規則で定める。

（特定の職員の給与等）

第26条 職務内容、職に要する資格、経験その他任用の事情を考慮して、この条例の規定を適用することが適当でないと認める職員の給与及び報酬については、前各条の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

（費用弁償）

第27条 短時間会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償は、小松市職員等の旅費に関する条例（昭和33年小松市条例第6号）の規定の例による。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、臨時職員又は非常勤職員であった者で、施行日に引き続きこの条例の適用を受ける職員となったもの（施行日の前日に就いていたその者の職と同一の職に採用された者に限る。）の給料又は報酬の決定について、任命権者が施行日前に受けていた賃金又は報酬の水準との均衡上必要があると認める場合は、第3条の規定にかかわらず、規則で定める基準により決定するものとする。

第3条 前項の規定により給料又は報酬を決定された職員であって、当該職員の任期が満了した後に引き続き職員として採用された場合（当該任期中に就いていた職と同一の職に採用された場合に限る。）の給料又は報酬の決定については、第3条の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、当該任期満了日の給料又は報酬を基礎として決定することができる。その後において、任期満了日の翌日に引き続き同一の職に再度の採用をされた場合も同様とする。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年小松市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年小松市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年小松市条例第 号)第3条第5項に規定する基本報酬)」を加える。

(小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 小松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年小松市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「非常勤職員等」に改め、同条中「除く。」の次に「及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加え、「その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、」を削り、「任命権者が」の次に「別に」を加える。

(小松市職員の育児休業に関する条例の一部改正)

第7条 小松市職員の育児休業に関する条例(平成4年小松市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年小松市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(小松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 小松市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年小松市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に

、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(小松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 小松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小松市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職を占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 小松市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年小松市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「職員」という。」の前に「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。」を加える。

第4条第2項中「及び第22条」を削る。

第21条第1項中「技能労務職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

(小松市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第12条 小松市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年小松市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(4) 小松市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年小松市条例第 号。第8条及び第18条の規定に限る。）

(小松市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第13条 小松市職員等の旅費に関する条例（昭和33年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「一般職」の次に「（法第22条第1項第1号に掲げ

る職員を除く。) 」を加える。

(小松市職員退職手当条例の一部改正)

第14条 小松市職員退職手当条例(昭和30年小松市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

(小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第15条 小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び」を「，」に、「職員」を「もの及び地方公務員法第22条の2第1項に規定するもの」に改める。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用職員及び短時間会計年度任用職員の給与)

第19条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料並びに通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 第4条、第4条の2、第5条の2、第10条の2、第12条、第14条、第15条及び第15条の2の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

3 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員(以下「短時間会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、給料並びに通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

4 第4条, 第4条の2, 第5条の2, 第10条の2, 第12条, 第14条, 第15条, 第15条の2及び第16条の規定は, 短時間会計年度任用職員には適用しない。

別表 (第3条関係)

給料表	職務の級	基準となる職務
行政職給料表	1級	定型的な業務を行う職務
	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
教育職給料表	1級	高等学校の講師(常勤)の職務
医療職給料表(1)	1級	医療業務を行う職務
医療職給料表(2)	1級	栄養士, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 臨床工学技士, 理学療法士, 作業療法士, 視能訓練士, 言語聴覚士, 歯科衛生士又は歯科技工士の職務
	2級	薬剤師の職務
医療職給料表(3)	1級	准看護師又は看護師の職務
	2級	保健師, 助産師又は看護師の職務
福祉職給料表	1級	保育士, 指導員又は支援員の職務

議案第53号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年小松市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(小松市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 小松市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年小松市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「, 若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り, 同条第4項中「, 若しくは失職し」を削る。

第16条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第17条第1項中「, 若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り, 同条第2項第1号中「, 若しくは失職し」を削る。

第20条第7項中「，若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(小松市職員退職手当条例の一部改正)

第3条 小松市職員退職手当条例(昭和30年小松市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 小松市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「，若しくは地方公務員法第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り，同条第2項第2号中「(同法第16条第1号の規定に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第12条第1項中「，若しくは地方公務員法第16条第1号の規定に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(小松市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正)

第5条 小松市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例(昭和46年小松市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り，第2号を第1号とし，同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め，同号を同条第2号とし，同条第4号を同条第3号とする。

(小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年小松市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は，令和元年12月14日から施行する。ただし，第6条の規定は公布

の日から施行する。

議案第54号

小松市手数料条例の一部を改正する条例について

小松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市手数料条例の一部を改正する条例

小松市手数料条例（平成12年小松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第80号中

「	1,580,000円	「	1,590,000円
	1,940,000円		1,950,000円
	2,260,000円		2,270,000円
」	を	」	に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第55号

小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

小松市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和52年小松市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の住民基本台帳」を「本市が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第5条第2項第2号中「氏名」の次に「，旧氏」を加え、同条第3項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び

当該旧氏，外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

第6条第1項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に改め，同条第2項中「磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を「磁気ディスク」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め，同項第1号を次のように改める。

- (1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏，外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

第11条第1項第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第15条第1項第5号中「氏名，氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては，住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和元年11月5日から施行する。ただし，次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の小松市印鑑の登録及び証明に関する条例の施行のために必要な準備行為は，この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第56号

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小松市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認

定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に基づき」を「教育・保育給付認定に基づき」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する通知）によって、支給認定の有無、支給認定子ども」を「の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定こども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給

付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「（特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。）」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条第1項及び第2項、第24条（見出しを含む。）並びに第25条から第27条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を

「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設

型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる」とあるのは「同項第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を、「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「A型をいう。」及び「B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「にあつては、その利用定員の数を」を「にあつては」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条第1項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改

める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第47条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条を次のように改める。

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」

と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子どもの数」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。））、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに

該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

附則第2項を次のように改める。

2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項に

において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。)」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

附則第4項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とし、附則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

(小松市特定教育・保育施設の利用者負担及び保育所の入所費に関する条例の一部改正)

第2条 小松市特定教育・保育施設の利用者負担及び保育所の入所費に関する条例(平成26年小松市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び第5条第1項第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小松市芦城センター改修工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金177,100,000円
- 4 契約の相手方 小松市錦町1番地
加賀工建株式会社
代表取締役社長 嘉藤 達夫

議案第58号

財産の取得について

小松市の社会福祉施設整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 中型バス |
| 2 取得する価格 | 金20,760,000円 |
| 3 契約の相手方 | 小松市矢田野町テ7番地
有限会社島崎自動車
代表取締役 島崎 信次 |

議案第59号

平成30年度小松市歳入歳出決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年度小松市一般会計歳入歳出決算

平成30年度小松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度小松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度小松市公債管理特別会計歳入歳出決算

平成30年度小松市産業団地事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度小松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第60号

平成30年度小松市公営企業会計決算の 認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成30年度小松市水道事業会計決算

平成30年度小松市下水道事業会計決算

平成30年度国民健康保険小松市民病院事業会計決算

議案第61号

平成30年度小松市公営企業会計未処分 利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、下記のとおり平成30年度小松市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

記

1 未処分利益剰余金の額

1,074,618,811円

当年度純利益	498,358,849円
前年度繰越利益剰余金	36,259,962円
積立金の取崩し	540,000,000円（減債積立金 10,000,000円，建設改良積立金 200,000,000円，震災対策積立金 330,000,000円）

2 未処分利益剰余金の処分

(1) 減債積立金への積立て	100,000,000円
(2) 建設改良積立金への積立て	180,000,000円
(3) 震災対策積立金への積立て	220,000,000円
(4) 資本金への組入れ	540,000,000円

3 翌年度繰越利益剰余金の額

34,618,811円

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

（「－％」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。）

実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	15.6％
将来負担比率	150.6％

2 資金不足比率

（「－％」は、資金の不足額がないことを示す。）

小松市産業団地事業特別会計	－％
小松市水道事業会計	－％
小松市下水道事業会計	－％
国民健康保険小松市民病院事業会計	－％

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決第1号 損害賠償の額を定めることについて

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和元年7月26日

小松市長 和田 慎司

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

平成30年10月14日発生の交通事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方 XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償額 金 212,014 円
- 3 事故の概要 平成30年10月14日午後2時45分頃、市道松任町上小松線において、消防吏員が運転する防災バスが、消防本部より市役所方向へ右折したところ、左側から直進してきた相手方の普通乗用車の右フェンダー部分に接触し、損害を与えたもの。

報告第14号

地方独立行政法人の業務実績に関する 評価結果の報告について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定により、公立大学法人公立小松大学の業務実績に関する評価結果を次のとおり報告する。

公立大学法人公立小松大学 平成30年度 業務実績の評価

別冊のとおり

報告第15号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公立大学法人公立小松大学の経営状況を次のとおり報告する。

1 平成30年度公立大学法人公立小松大学決算
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(1) 事業実績の概要

公立小松大学は、これまで地域で培われてきた教育資源である小松短期大学及びこまつ看護学校の施設整備や高い教育実績を礎に、これらを再編・発展させ、南加賀地域唯一の4年制高等教育機関として平成30年4月に開学した。

入学者の状況は、初年度（平成30年度）の入学者選抜試験（一般入試、特別入試、社会人入試）では、入学定員240人を大きく上回る1,623人の志願者があったほか、平成31年度入試においては前年度を更に上回る1,735人の志願者があった。

教育研究では、複合大学の強みを活かし、専門分野以外の思考法、研究方法に触れさせる授業の実施、海外大学との交流協定を積極的に締結（4件：3大学、1団体）する一方、カンボジアへの「海外インターンシップ」を実施するなど、学生の幅広い視野と思考力を育成した。また、地元企業等との共同研究や受託研究を実施したほか、数多くの論文や著書が発表され、国際文化交流学部においては紀要も発行した。

学生支援では、学生の自由な意見を聞き改善に活かすことを目的とした「こまつ未来箱」の設置や、教員、事務職員、学生代表からなる「アメニティ向上委員会」を設置し、学生の生の声を大学の環境改善に反映させるための仕組みを構築し改善に努めた。また、教育研究における学生の満足度は、当初目標値（3.3→3.8）を大きく上回る結果を得た。

地域への貢献では、地域の行事やボランティア活動への参加を積極的に展開した。さらに、市民の学びの場としての「こまつ市民大学」への積極的な参画等により、地域の学びの拠点としての役割を担った。

法人経営においては、入学生及び志願者が多数に上ったことにより、授業料や入学金等の収入並びに国からの運営費交付金収入が増額となった。併せて特に支出においては、適切な大学運営に努めたことにより、小松短期大学からの承継資金の活用は当初計画の2分の1（約1億5千万円の減）となり、今後の大学運営に反映したい。

(2) 貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
資産の部	
I 固定資産	2,094,637,848
有形固定資産	2,069,153,032
土地	315,290,000
建物	1,402,118,974
工具器具備品	109,346,969
図書	186,865,691
その他有形固定資産	55,531,398
無形固定資産	25,434,816
投資その他の資産	50,000
II 流動資産	788,347,595
現金及び預金	635,948,188
その他流動資産	152,399,407
資 産 合 計	2,882,985,443
負債の部	
I 固定負債	1,177,506,455
長期寄附金債務	417,542,981
長期リース債務	456,265,364
その他固定負債	303,698,110
II 流動負債	381,457,910
寄附金債務	214,651,938
未払金等	102,556,113
その他流動負債	64,249,859
負 債 合 計	1,558,964,365
純資産の部	
I 資本金	1,264,350,000
II 資本剰余金	59,671,078
III 利益剰余金	0
純 資 産 合 計	1,324,021,078

(3) 損益計算書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
費用の部	
I 経常費用	1,373,614,196
業務費	1,195,626,291
教育研究経費	328,845,274
受託研究等費	2,416,095
人件費	864,364,922
一般管理費	177,185,321
財務費用	802,584
II 臨時損失	84,420,743
費 用 合 計	1,458,034,939
収益の部	
I 経常収益	1,373,614,196
運営費交付金収益	764,477,324
授業料等収益	335,974,900
受託研究等収益	2,574,284
寄附金収益	150,175,711
施設費収益	51,060,205
雑益	36,385,365
その他経常収益	32,966,407
II 臨時利益	84,420,743
収 益 合 計	1,458,034,939
当期純利益	0

2 令和元年度公立大学法人公立小松大学事業予定

(1) 事業計画の概要

教育では、教育方法の更なる改善に努め、質の高い教育を展開する。また、就職活動ガイダンスや企業見学を実施するなど本格稼働するキャリア教育・就職支援に向けた組織的取組を更に充実させ、学生の就職意欲、職業観の醸成を図る。

入試広報では、オープンキャンパスや教職員による高校訪問、大学見学会・説明会などを継続的に展開し、受験生やその保護者、高校進路担当教員が公立小松大学を知ることができる機会の積極的な創出に取り組む。

社会人教育では、市民が学びに触れ、自らを豊かにする場としての機能を充実させるため、こまつ市民大学や社会人教育プログラム等の更なる充実を図る。

研究では、引き続き企業等との共同研究及び受託研究を推進するとともに、特色ある研究や地域を対象とした研究に取り組む一方、実学教育やインターンシップに資するための協力企業や機関、施設、団体等との連携を密にする。

国際交流では、グローバル人材養成のため、海外大学等との交流協定の締結を拡大するとともに、海外研修の実施や外国人留学生の受入れを積極的に行う。

地域連携では、大学の研究シーズの紹介を通じた地域課題解決等に向けたプロジェクトを推進するとともに、学生・教職員による地域行事への積極的な参加に取り組むほか、小・中・高等学校等との連携・協力により、子どもたちの将来に向けた教育の充実を支援する。

キャンパスの環境整備については、末広キャンパスでは、学生目線に立った特色ある3棟の整備、また、市民も利用できる軽スポーツのスペース整備、食育に配慮した食堂やカフェテリアにおいては、学生のみならず市民の利用など、食の教育の場としての地域貢献活動も推進する。栗津キャンパスにおいては、エレベーターの設置などによるバリアフリー化、トイレの総改修や学生ホール、学生食堂メニューの充実によるアメニティの向上を図ることにより、3キャンパスでの業務運営体制を確立させ、適切かつ効率的な大学運営に取り組む。

(2) 収支計画

自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日
(単位：百万円)

科 目	金 額
費用の部	
I 経常費用	1,683
業務費	1,279
教育研究経費	265
受託研究等費	18
人件費	996
一般管理費	339
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	65
II 臨時損失	0
費用合計	1,683
収益の部	
I 経常収益	1,683
運営費交付金収益	933
授業料等収益	428
受託研究等収益	233
財務収益	0
雑益	24
資産見返負債戻入	65
II 臨時利益	0
収益合計	1,683
当期純利益	0